



長野県報

1月5日(月)
平成16年
(2004年)
第1521号

目 次

告 示

生活保護法に基づき指定を受けた指定医療機関の業務の廃止（厚生課）	1
生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当する機関の指定（厚生課）	2
生活保護法に基づく医療扶助のための施術を担当する施術者の指定（厚生課）	2
生活保護法に基づき指定を受けた指定医療機関の名称等の変更（厚生課）	3
公共測量の実施（監理課）	3
都市計画事業の認可（都市計画課）	3
道路の区域決定（道路維持課）	3

公 告

特定調達契約に係る一般競争入札（情報政策課）	4
知事表彰（生活文化課）	5
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課N P O活動推進室）	5
建設業法に基づく処分（監理課）	5
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会（生活保安課）	5

告 示

長野県告示第1号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成16年1月5日

長野県知事 田 中 康 夫

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
中牧医院	上水内郡鬼無里村鬼無里356	平成15年10月31日
村山内科医院	松本市庄内3丁目2-26	平成15年10月31日
矢島歯科医院	松本市大手4丁目11-13	平成15年10月31日
医療法人五野医院	上田市大字小島294番地5	平成15年11月18日
宮崎歯科医院	飯田市高羽町2-8-2	平成15年7月21日
佐々木歯科医院	飯田市鼎下茶屋2026	平成15年10月31日

厚 生 課

長野県告示第2号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成16年1月5日

長野県知事 田中康夫

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
くるみ歯科クリニック	小県郡東部町滋野乙2200-1	平成15年12月1日
春日薬局	上伊那郡辰野町大字辰野1710番地6	平成15年12月1日
せきざわ歯科医院	南安曇郡梓川村倭25-3	平成15年12月1日
いさつ歯科医院	南安曇郡豊科町南穂高4742	平成15年12月1日
なかじま歯科医院	東筑摩郡四賀村会田668-1	平成15年12月1日
梓川とをしや薬局	南安曇郡梓川村大字倭918	平成15年12月1日
すずき内科クリニック	松本市女鳥羽3-6-20	平成15年11月1日
村山内科医院	松本市庄内3-2-26	平成15年12月1日
おひさま歯科医院	松本市寿南一丁目38番11号	平成15年12月1日
医療法人 五野医院	上田市大字小島237番地	平成15年12月1日
今井内科胃腸科クリニック	岡谷市今井1211	平成15年11月1日
イマムラ脳神経外科クリニック	岡谷市長地片間町二丁目1番7号	平成15年12月1日
宮崎歯科医院	飯田市高羽町2-8-2	平成15年11月1日
佐々木歯科医院	飯田市鼎下茶屋2026	平成15年12月1日
高梨土屋薬局	須坂市大字高梨261	平成15年12月1日
都甲クリニック	佐久市大字三塚191-36	平成15年12月1日
ソーマ中込薬局	佐久市中込1-14-2	平成15年12月1日
よこわ薬局	佐久市横和235-1	平成15年11月1日

厚 生 課

長野県告示第3号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の規定により準用する第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する施術者として、次のとおり指定しました。

平成16年1月5日

長野県知事 田中康夫

施術所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
くにとも鍼灸整骨院	上田市中央4-2-13	平成15年12月1日
櫻田接骨院	千曲市大字須坂505-1	平成15年11月1日

厚 生 課

長野県告示第4号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成16年1月5日

長野県知事 田中康夫

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変更年月日
		新	旧	
中島歯科医院	上伊那郡箕輪町大字中箕輪8322	上伊那郡大字中箕輪8322	上伊那郡中箕輪10017-1	平成14年8月2日
柳澤薬局	小諸市御幸町二丁目3番6号	小諸市御幸町二丁目3番6号	小諸市甲1510-31	平成15年9月1日

厚生課

長野県告示第5号

環境省自然環境局中部地区自然保護事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成16年1月5日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類 公共測量（乗鞍高原集団施設地区整備基本図作成）
- 2 作業期間 平成15年11月29日から平成16年3月19日まで
- 3 作業地域 南安曇郡安曇村乗鞍高原

監理課

平成16年1月5日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称
長野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画道路事業 3・4・36号高田若槻線
3・4・18号昭和通り
- 3 事業施行期間
平成16年1月5日から
平成20年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
長野市大字高田字五分一沖地内
 - (2) 使用の部分
長野市大字高田字五分一沖及び大字西和田地内

都市計画課

長野県告示第6号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

長野県告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定します。

その関係図面は、告示の日から平成16年1月20日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年1月5日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 相之島高山線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字高井字十二崖6066番の3地先から	新	m	km
上高井郡高山村大字高井字十二崖5868番の1地先まで		8.5~23.6	1.1292

道路維持課